

第十二回国会 外務委員会 會議録 第七号

昭和二十六年十一月十三日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 守島 伍郎君
理事 北澤 直吉君 理事 竹尾 弋君
理事 山本 利壽君
小川原政信君 菊池 義郎君
栗山長次郎君 仲内 憲治君
中山 マサ君 並木 芳雄君
松本 龍藏君 林 百郎君
黒田 壽男君

出席政府委員

外務事務官 島津 久大君
(政務局長)
委員外の出席者 西本 定義君
検事(特別審査局 監査第二課長) 星 文七君
外務事務官(管理 局渡航課長) 山口 一夫君
経済調査官(査 察部第三課長) 村瀬 忠夫君
専門員

十一月十二日

委員青木孝義君及び尾関義一君辭任につき、その補欠として橋本龍伍君及び池田勇人君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十日

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めめるの件(条約第七号)

旅券法案(内閣提出第二八号)

同月十二日

平和條約締結国代表を貴賓として歓迎に関する諸願(花村四郎君紹介)

第一類第五号

外務委員会會議録第七号

昭和二十六年十一月十三日

(第一〇八号)

の審査を本委員会に付託された。同日

海外同胞引揚促進に関する陳情書(東京都議會議長菊池民二)(第六三四号)

同(岐阜県町村議會議長長杉山金次郎)(第六三五号)

本日(の)會議に付した事件
連合審査會開會に關する件
旅券法案(内閣提出第二八号)

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件(条約第七号)

○守島委員長 ただいまより外務委員會を開會いたします。

旅券法案、國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件を一括議題といたします。

まず政府側より逐次提案理由の説明を求めます。島津外務省政務局長。

旅券法案

旅券法

(目的)

第一條 この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公用旅券 国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。

二 一般旅券 公用旅券以外の旅券をいう。

三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者(その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者)が所屬する各省各庁(衆議院、参議院、裁判所、會計検査院並びに内閣、総理府、法務府、各省及び経済安定本部をいう。以下同じ)の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、會計検査院長並びに内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣及び経済安定本部総裁をいう。但し、その者が各省各庁のいずれにも所屬しない場合には、外務大臣とする。

四 都道府県 本邦から一般旅券によつて外国に渡航する者の本籍地又は住所若しくは居所の所在地を管轄する都道府県をいう。

五 都道府県知事 前号に定める都道府県の知事をいう。

六 交付官庁 一般旅券の交付、書換交付又は再交付をした都道府県知事をいう。

(一般旅券の発給の申請)

第三條 一般旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)は、左の各号に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を經由して外務大臣に、国外においては、その領事館(領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ)に出頭の上領事官(領事館の長をいう。以下同じ)に提出しなければならない。但し、国内において申請する場合において、急を要し、且つ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書一通、
二 身分申告書一通、
三 戸籍謄本又は戸籍抄本(提出の日前六月以内に作成されたものとする。以下同じ)一通

四 申請者の写真(提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名を記入したものとする。以下同じ)二枚、

五 健康診断書一通、
六 渡航費用の支払能力を立証する書類一通、

七 領事官が発給した呼称、再渡航等に関する証明書又は渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

八 前各号に掲げるものを除く外、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

九 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

二 前項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類は、外務大臣が特に指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合に、外務大臣)が、国外においては領事官が、第二号及び第三号に掲げる書類についてはその者の身分上の事実、第五号に掲げる書類についてはその者の健康状態が良好であること、第六号に掲げる書類についてはその者が渡航費用の支払能力を有する事実がそれぞれ明らかであると認めるときは提出することを要しない。

(公用旅券の発給の請求)

第四條 公用旅券の発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者が、よりの領事館に出頭の上領事官に、左の各号に掲げる書類及び写真を提出するものとする。

一 公用旅券発給請求書一通、
二 公用旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)の写真二葉

三 使用人にあつては、戸籍謄本

再發誓を受け、又ハ査証關に

余白がなくなつた公用旅券を返納の上、請求するものとする。

4 第五條及び第六條の規定は、第一項又は前項の規定による旅券の再発給について準用する。この場合において、第五條中「前二條」とあるのは「第十條第一項又は第三項」と、同條及び第六條中「発給」とあるのは「再発給」と、「発行」とあるのは「再発行」と、第六條中「交付」とあるのは「再交付」と読み替へるものとする。

(同伴される子の併記)

第十一條 旅券の発給を受けようとする者が十五才未満の子を同伴するときは、一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書にその旨を記載して、旅券面にその子を併記することを申請し、又は請求することができ。但し、併記される子の数は、旅券一部について三人までとする。

(数次往復用の旅券)

第十二條 国内において旅券の発給を受けようとする者で、外務大臣が指定する特定の用務により本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復する必要があるものは、外務大臣がその必要を認めるときに限り、数次往復用として当該旅券の発給を受けることができる。

2 数次往復用として旅券の発給を受けようとするときは、その旨及び理由を一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書に記載しなければならぬ。

(一般旅券の発給等の制限)

第十三條 外務大臣又は領事官は、

一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者

二 死刑、無期又は長期十年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第二十三條各号の一に該当して刑に処せられた者

五 前各号に掲げる者を除く外、外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行つた者があると認めるに足りる相当の理由がある者

2 外務大臣は、前項第五号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務総裁と協議しなければならない。

(一般旅券の発給等をしない場合の通知)

第十四條 外務大臣又は領事官は、

前條の規定に基づき一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないこととしたときは、すみやかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

(異議の申立)

第十五條 一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者は、前條の

通知を受けた場合において、同條の決定に異議があるときは、外務大臣からその通知を受けた者にあつては直接外務大臣に、領事官からその通知を受けた者にあつてはその領事官を経由して外務大臣に、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、不服の事由を記載した書面を提出してするものとする。

3 外務大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立が理由があるかどうかを裁決してなければならない。

4 外務大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があると裁決した場合においては、異議の申立をした者(以下「申立人」という。)が国内にあるときはすみやかに申立人に対し一般旅券の発給又は渡航先の追加をし、申立人が国外にあるときはすみやかに申立人の所在地を管轄する領事館の領事官にその旨を通知しなければならない。

5 領事官は、前項の通知を受けたときは、すみやかに申立人に対し一般旅券の発給又は渡航先の追加をしなければならない。

6 外務大臣は、異議の申立が理由がないと裁決したときは、すみやかに申立人にその旨を通知しなければならない。

(署名)

第十六條 旅券の発給、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該旅券の交付、書換交付又は再交付を受ける際、旅券面の所定の場所に署名しなければならない。

(紛失又は焼失の届出)

第十七條 旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けた者(以下「旅券の名義人」という。)は、当該旅券を紛失し、又は焼失した場合には、遅滞なく、国内においては当該旅券の交付官庁又は外務大臣に、国外においては領事官に、その旨を届け出なければならない。届出の後においてその旅券を発見した場合にも、また、同様とする。

(旅券の効力)

第十八條 旅券は、左の各号の一に該当する場合には、その効力を失う。

一 旅券の名義人がその発行の日から六月以内に本邦を出国しない場合においては、その六月を経過したとき。

二 旅券の名義人(数次往復用の旅券の名義人を除く)が本邦に帰国したとき。

三 数次往復用の旅券の名義人が、その発行の日から二年を経過した日において、国内にある場合にはその二年を経過したとき、国外にある場合にはその後初めて帰国したとき。

四 旅券の発給、書換発給又は再発給の申請又は請求に當つて返納された旅券にあつては、当該申請又は請求に係る旅券が発行され、書換発行され、又は再発行されたとき。

五 紛失し、又は焼失した旅券にあつては、当該紛失し、又は焼失した旅券の再発給の申請又は請求に係る旅券が再発行されたとき。

六 第十九條第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、外務大臣又は領事官が、当該旅券が効力を失ふべきことを適當と認めるとき。

2 外務大臣は、旅券が前項第五号又は第六号に該當して効力を失つたときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。

(返納)

第十九條 外務大臣又は領事官は、左に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

一 一般旅券の名義人が第十三條第一項各号の一に該當する者であることが、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付の後に判明した場合

二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付の後に、第十三條第一項各号の一に該當するに至つた場合

三 錯誤に基き、又は過失に因り旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給をした場合

四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

2 第十三條第二項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第十三條第一項第五号に該當するかどうかを認定しようとするときに準用する。

る。

3 第十四條及び第十五條の規定は、一般旅券の名義人に対して第一項第一号又は第二号の規定により一般旅券の返納を命ずる場合に準用する。この場合において、第十四條中「前條」とあるのは「第十九條第一項」と、「発給又は渡航先の追加をしない」とあるのは「返納を命ずることを」と、同條及び第十五條第一項中「発給又は渡航先の追加を申請した者」とあるのは「名義人」と、第十五條第四項及び第五項中「発給又は渡航先の追加」とあるのは「返納の命令の取消」と読み替へるものとす。

4 一般旅券の発給、書換発給又は再発給の申請に當つて返納すべき一般旅券は、国内においては交付官庁又は外務大臣に、国外においては領事官に返納しなければならぬ。

5 旅券の名義人が現に所持する旅券が前條第一項第一号から第五号までの一に該當して効力を失つた場合には、一般旅券にあつてはその名義人が交付官庁又は外務大臣に、公用旅券にあつては各省各庁の長が外務大臣に、遅滞なくその旅券を返納しなければならぬ。

6 公用旅券の発給、書換発給又は再発給の請求に當つて公用旅券を返納すべき場合及び前二項の場合において、返納すべき旅券の名義人がこれを保存することを希望するときは、返納を受けた交付官庁、外務大臣又は領事官は、その旅券に消印をしてこれを当該旅券の名

義人に還付することができる。

(手数料)

第二十條 国内において一般旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付を受ける際、左の区分に従ひ国に手数料を納付しなければならない。

- 一 一般旅券の発給を受けようとする者 千五百円
- 二 数次往復用の一般旅券の発給を受けようとする者 三千円
- 三 一般旅券の渡航先の追加を受けようとする者 五百円
- 四 一般旅券の書換発給を受けようとする者 五百円
- 五 一般旅券の再発給を受けようとする者 千円
- 六 数次往復用の一般旅券の再発給を受けようとする者 二千円

前項の手数料は、旅券受領証に収入印紙をはつて納付するものとする。

3 国外における一般旅券の手数料に關しては、政令で定める。

4 書換発給を必要とする原因が關係官庁の過失に因つて生じた場合には、前二項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。

5 永住を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額することができる。

(査証)

第二十一條 旅券の査証を必要とする国へ渡航しようとする者は、當

該国の官憲から必要な査証を受けなければならない。

(申請書等の様式等)

第二十二條 一般旅券発給申請書、身元申告書、公用旅券発給請求書、一般旅券渡航先追加申請書、公用旅券渡航先追加請求書、一般旅券書換発給申請書、公用旅券書換発給請求書、一般旅券再発給申請書、公用旅券再発給請求書及び旅券受領証の様式は、外務省令で定める。

2 渡航費用の支払能力を立証する書類並びに渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類の種類は、外務大臣が官報に告示する。

(罰則)

第二十三條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 前條に規定する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によつて旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付を受けた者

二 他人名義の旅券を行使した者

三 行使の目的をもつて、旅券を他人に譲り渡し、若しくは貸与し、又は他人名義の旅券の譲渡若しくは貸与を受けた者

四 第十九條第一項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかつた者

五 効力を失つた旅券を行使した者

(国外犯罪)

第二十四條 前條の規定は、国外において同條各号の一に掲げる罪を犯した者にも適用する。

(没収)

第二十五條 第二十三條各号の一に該當する者の旅券は、外務大臣が没収することができる。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 左の政令は、廃止する。
連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に關する政令(昭和二十五年政令第十一号)

日本政府在在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に關する政令(昭和二十六年政令第二百八十五号)

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 この法律施行前に日本政府が発行し、書換交付し、若しくは再交付し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券でこの法律施行の際現に有効なものは、この法律中の相當する規定に基いて発行し、書換交付し、若しくは再交付し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券とみなす。但し、旅券面に有効期間が記載された旅券は、その有効期間が経過したときは、その効力を失う。

5 前項但書の旅券を所持する者で正当な事由に因りその有効期間内に本邦に帰国することができないものは、その有効期間内において一般旅券の再発給を、やむを得ない事由に因りその有効期間内に一般旅券の再発給を受けることが

できなかつたときにおいてはその事由がなくなつた後遅滞なく一般旅券の発給を受けなければならない。

6 この法律施行前に連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に關する政令及び日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に關する政令に基いてされた旅券の発給若しくは交付、渡航先の追加、書換発給又は再発給の申請で、この法律施行の際当該申請に對する処分がされてないものは、それぞれこの法律中の相當する規定に基いてされた申請とみなす。但し、当該申請に當つて提出された書類の外にこの法律の規定によつて提出すべき書類があるときは、当該申請をした者は、その書類を遅滞なく提出しなければならない。

7 北緯三十度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域に渡航する者に対しては、当分の間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

8 前項の身分証明書の発給に當つては、五百円以下の範囲内で政令で定める額の手数料を徴収することができる。

9 國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件

國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めめるの件

することについて、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

国際連合食糧農業機関憲章
国際連合食糧農業機関憲章
前文

この憲章を受諾する国は、
各自の管轄の下にある人民の栄養水準及び生活水準を向上し、
すべての食糧及び農産物の生産及び分配の能率の改善を確保し、
農村住民の状況を改善し、
このようにして、拡大する世界経済を寄与すること
を目的とする各自の個別及び共同の行動を促進することによつて共通の福祉を増進することを決意し、
ここに国際連合食糧農業機関（以下「この機関」という。）を設立し、
この機関を通じて、加盟国は、前記の活動の分野においてとられた措置及び遂げられた進歩について相互に報告することとする。

第一條 機関の任務

1 この機関は、栄養、食糧及び農業に関する情報を収集し、分析し、
解明し、及び頒布する。
2 この機関は、次の事項について、
国内的及び国際的行動を促進し、
且つ、適当なときは、これを勧告する。

(a) 栄養、食糧及び農業に関する科学的、技術的、社会的及び経済的研究
(b) 栄養、食糧及び農業に関する教育及び行政の改善並びに栄養及び農業の科学及び実地に関する

る公衆の知識の普及

(c) 天然資源の保全及び改良された農業生産の方法の採用
(d) 食糧及び農業生産物の加工、販売及び分配の改善
(e) 適当な国内的及び国際的農業信用の供与のための政策の採用
(f) 農業商品についての取極に関する国際的政策の採用
3 次のことも、また、この機関の任務である。

(a) 諸政府が要請する技術的援助を与えること。
(b) 関係政府が連合食糧農業会議の勧告を受諾することから生ずる義務の履行について当該政府を援助するために必要とされる使節団を、当該政府と協力して組織すること。

(c) 一般に、前文に掲げるこの機関の目的を達成するために必要とす且つ適当なあらゆる行動をとること。

第二條 加盟国の地位

1 この機関の原加盟国とは、附屬書に明記する国のうち第二十一條の規定に従つてこの憲章を受諾するものをいう。

2 新たに加盟する国は、総会のすべての構成員の三分の二の多数による賛成投票によつて、且つ、加盟の時に施行されているこの憲章を受諾した時に、この機関に加盟することが出来る。

第三條 総会

1 この機関に総会をおく。各加盟国は、総会において一人の構成員によつて代表される。

2 各加盟国は、自国の総会構成員

に対して代理一人、協力者及び顧問を任命することが出来る。総会は、代理、協力者及び顧問の総会の議事への参加に関する規則を設けることが出来る。但し、この参加は、代理又は協力者が構成員に代つて参加する場合を除く外、投票権を伴わない。

3 各加盟国は、一つの投票権のみを有する。この機関に対する分担金の支払が延滞している加盟国は、その延滞金の額がそのときまでの満二年間にその国から支払われるべきであつた分担金の額に等しいとき、又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。但し、総会は、支払の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によるものであると認めるときは、当該加盟国の投票を許すことが出来る。

4 総会は、この機関の任務に關係のある任務を有する公的國際機関に對して、總會が定める條件で總會の會合に参加する一人の代表者を任命するように勧誘することが出来る。この代表者は、投票権を有しない。

5 總會は、その役員を選挙し、その手続を定め、且つ、會議の招集及び議事日程の決定に関する規則を設ける。

6 この憲章に別段の明文規定がある場合又は總會が定める規則による場合を除く外、すべての事項

は、總會が投票の単純多数で決定する。

第四條 總會の任務

1 總會は、この機関の政策を決定し、予算を承認し、及びこの憲章によつて与えられるその他の権限を行使する。

2 總會は、投票の三分の二の多数によつて、加盟国が国内的行動によつて実施する目的で考慮するよう加盟国に提出される食糧及び農業に関する問題についての勧告をすることが出来る。

3 總會は、投票の三分の二の多数によつて、食糧及び農業に関する問題についての條約を、加盟国が適當な憲法上の手続によつて受諾する目的で考慮するよう、加盟国に提出することが出来る。

4 總會は、次のことを確保するためにとるべき手続を定める規則を設けなければならない。

(a) 提案された勧告及び條約を總會が審議するに先だつて、諸政府と適當な協議をし、及び適當な技術的準備をすること。
(b) この機関と国内機關又は個人との間の關係について諸政府と適當な協議をすること。

5 總會は、この機関の目的に關係のある事項について、いかなる公的國際機関に對しても勧告をすることが出来る。

6 總會は、投票の三分の二の多数によつて、この機関の目的に合致するその他の任務で諸政府によつて委託されるもの又はこの機関と他の公的國際機關との間の取極によつて規定されるものを遂行する

ことが出来る。

第五條 執行委員會

1 總會は、九人以上十五人以下の總會構成員又は代理、協力者若しくはその顧問で行政上の経験その他特別の資格によつてこの機関の目的の達成に貢獻する資格のあるものからなる執行委員會を任命する。いかなる加盟国も、二人以上の委員を出してはならない。執行委員會の委員の任期その他の職務上の條件は、總會が定める規則に従う。

2 本條1の規定に従うことを條件として、總會は、執行委員會の任命について、その委員の構成が食糧及び農業に關連する諸種の經濟の經驗をなるべく多様に反映することが望ましいことを考慮しななければならない。

3 總會は、この憲章の第二條2、第四條、第七條1、第十三條及び第二十條に掲げる権限を除く外、總會が定める権限を執行委員會に委任することが出来る。

4 執行委員會の委員は、總會によつて委任される権限を、總會全体のために行使するものとし、各自の政府の代表者として行使してはならない。

5 執行委員會は、その役員を任命し、且つ、總會の決定に従うことを條件として、委員會の手続規則を定める。

第六條 其他の委員會及び會議

1 總會は、専門的及び地域的常任委員會をおくことができ、また、この機関の目的に關連する事項に

ついで研究及び報告をする委員会を任命することができる。

2 総会は、一般的、専門的、地域的その他特別な会議を招集することができ、また、栄養、食糧及び農業に関する国内的及び国際的団体が総会の定める方法で前記の会議に代表されるようにすることができ。

第七條 事務局長

1 この機関に事務局長をおく。事務局長は、総会が定める手続及び条件で総会によつて任命される。

2 総会及びその執行委員会の一般的監督に従ふことを条件として、事務局長は、この機関の事業を指揮する完全な権限を有する。

3 事務局長又は事務局長が指定する代理は、総会及びその執行委員会のすべての会合に投票権なしで参加し、且つ、総会及び執行委員会に提出される事項に関する適当な行動についての提案を総会及び執行委員会の審議のために作成しなければならない。

第八條 職員

1 この機関の職員は、総会が定める規則で決定される手続に従つて、事務局長が任命する。

2 この機関の職員は、事務局長に對して責任を負う。事務局長及び職員の責任は、性質上もつぱら国際的なものであつて、事務局長及び職員は、その責任を果すに當つて、この機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。加盟国は、職員の責任の国際的性質を充分に尊重すること及び自国民たる職員がその責任を

果たすに當つてその職員を左右しようとしなことを約束する。

3 職員の任命に當つては、能率及び技術的能力の最高水準を確保することが最も重要であるが、事務局長は、職員をなるべく広い地理的基礎に基いて募集し、選定することが重要であることにも充分な考慮を払わなければならない。

4 各加盟国は、各自の憲法上の手続に基いて、できる限り、事務局長及び高級職員に對して外交官の特権及び免除を与えること並びにその他の職員に對して大使館若しくは公使館に所屬する外交官以外の者に与えられる便宜及び免除を与え、又はその代りに他の公的國際機関の同等の職員に今後与えられる免除及び便宜を与えることを約束する。

第九條 所在地

この機関の所在地は、総会が定める。

第十條 地域事務局及び連絡事務所

1 地域事務局の設置は、事務局長が総会の承認を得て決定する。

2 事務局長は、關係政府の同意を條件として、特定の国又は地域との連絡のために職員を任命することができ。

第十一條 加盟国による報告

1 各加盟国は、前文に掲げるこの機関の目的の達成に向つてなされた進歩並びに総会が行つた勧告及び提出した條約に基いてとられた行動に関する報告を定期的にこの機関に送付しなければならない。

2 これらの報告は、総会が要請する

る時期に総会が要請する形式でなされ、且つ、総会が要請する明細を含まなければならない。

3 事務局長は、これらの報告をその摘要とともに総会に提出し、且つ、総会によつて公表を承認された報告及び摘要を、総会によつて採択された当該報告及び摘要に関する報告とともに、公表しなければならない。

4 事務局長は、この機関の目的に関する情報の提供をいづれの加盟国にも要請することができる。

5 各加盟国は、要請に基いて、栄養、食糧及び農業に関するすべての法令、規則、公的報告及び公的統計を、公表されたときにこの機関に送付しなければならない。

第十二條 他の機関との協力

1 この機関とこれに関連する責任を有する他の公的國際機関との間の緊密な協力を図るため、総会は、第十三條の規定に従ふことを條件として、当該機関の権限ある当局と責任の配分及び協力の方法を定める協定を結ぶことができる。

2 事務局長は、総会のいかなる決定にも従ふことを條件として、他の公的國際機関と、共通事務の維持のため、募集、訓練、勤務條件その他これらに関連する事項に関する共通取極のため及び職員の交流のため、協定を結ぶことができる。

第十三條 一般的世界機構との關係

1 この機関は、2に定める手続に従つて、専門的責任を有する國際機関の活動の調整を委任される一

般的國際機構の一部を構成する。

2 この機関と前記の一般的機構との間の關係を定める取極は、総会の承認を條件とする。第二十條の規定にかかわらず、この取極は、総会が投票の三分の二の多数によつて承認するときは、この憲章の規定の変更を含むことができる。但し、この取極は、この憲章に掲げるこの機関の目的及び権限を変更するものであつてはならない。

第十四條 他の機関の監督 総会は、食糧及び農業に関する問題を取り扱う他の公的國際機関を、当該機関の権限ある当局との間に協定される條件で、この機関の一般的権限の下におく取極を承認することができる。

第十五條 法律的地位

1 この機関は、この機関の目的に適する法律行為でこの憲章によつて与えられる権限をこえないものを行うため、法人としての行為能力を有する。

2 各加盟国は、各自の憲法上の手続に基いて、できる限り、この機関に對して、自国が大使館又は公使館に与えるすべての免除及び便宜を、その土地建物及び記録の不可侵權、訴追免除並びに課税免除を含めて、与えることを約束する。

3 総会は、職員の任命の條件に関する紛争を職員審判所によつて決定するための規定を定めなければならない。

第十六條 魚類及び林産物

この憲章において、「農業」という語及びその派生語は、水産業、水産

物、林業及び一次的林産物を含むものとする。

第十七條 憲章の解釈

この憲章又はこの憲章に基いて採択される國際條約の解釈に関するいかなる疑義又は紛争も、総会が採択する規則の定める方法で、適当な國際裁判所又は仲裁裁判所に決定のため付託しなければならない。

第十八條 費用

1 第二十五條の規定に従ふことを條件として、事務局長は、この機関の予想される費用を支弁するに足る年次予算を総会に提出しなければならない。予算が承認されたときは、その承認された總額は、総会が随時定める割合で加盟国の間に割り当てられる。各加盟国は、各自の憲法上の手続の要求に従ふことを條件として、前記のように決定された費用のうち自国の割当分をすみやかにこの機関に支払ふことを約束する。

2 各加盟国は、この憲章を受諾したときは、自国の最初の分担金として現會計年度の年次予算のうち自国の割当分を支払わなければならない。

3 この機関の會計年度は、総会が別段の定をしない限り、七月一日から翌年の六月三十日までとする。

第十九條 脱退

いづれの加盟国も、その国がこの憲章を受諾した日から四年経過した後はいつでも、この機関からの脱退の通告をすることができる。この通告は、この機関の事務局長に對する通報の日から一年の後に効力を生ずる。

る。但し、その時において、当該加盟国が、前記の通告の日の次の会計年度を含むその国の加盟中の各年度に対する年次分担金を支払つてゐることを條件とする。

第二十條 憲章の改正

1 この憲章の改正で加盟国に対する新たな義務を伴うものは、全総会構成員の三分の二の多数の賛成投票による総会の承認を必要とし、改正を要請する各加盟国に対しては加盟国の三分の二が受諾したとき、その他の各加盟国に対してはその後その加盟国が受諾したときに効力を生ずる。

2 その他の改正は、総会が全総会構成員の三分の二の多数の賛成投票によつて採択したときに効力を生ずる。

第二十一條 憲章の効力発生
1 この憲章は、附屬書Iに明記する国の受諾のために開放してお

2 受諾書は、各政府が連合食糧農業中間委員会に送付しなければならぬ。中間委員会は、附屬書Iに明記する国の政府に対して、受諾書の受領を通告しなければならぬ。受諾は、外交代表を通じて中間委員会に通告することができ、この場合においては、受諾書は、その後なるべくすみやかに委員会に送付しなければならぬ。

3 中間委員会は、二十箇国の受諾の通告を受けたときは、受諾を通告した国の正当の委任を受けた外交代表がこの憲章に一通で署名するように取りきめる。この憲章は、

こうして附屬書Iに明記する国のうちの二十箇国以上のために署名された時直ちに効力を生ずる。

4 受諾のうちこの憲章の効力発生後にその通告が受領されたものは、中間委員会又はこの機関が受領した時に効力を生ずる。

第二十二條 総会第一回会期
連合食糧農業中間委員会は、この憲章の効力発生後適当な日に会合する総会の第一回会期を招集する。

第二十三條 用語
用語に関する規則を総会が採択するまでの間、総会の事務は、英語で行う。

第二十四條 仮所在地
この機関の仮所在地は、総会が別段の定めをしない限り、ワシントンにおく。

第二十五條 第一会計年度
次の例外的取極は、この憲章が効力を生ずる会計年度に適用する。

(a) 予算とは、この憲章の附屬書Iに掲げる暫定的予算をいう。

(b) 加盟国が分担する額は、この憲章の附屬書IIに掲げる割合による。但し、各加盟国は、中間委員会の費用に充てるため既に支払つた負担額を前記の分担する額から控除することができ

第二十六條 中間委員会の解散
総会の第一回会期が開会されたとき、連合食糧農業中間委員会は、解消したものとみなし、中間委員会の記録その他の財産は、この機関の財産となる。

附屬書I 原加盟国となる資格を有する国

オーストラリア
ベルギー
ボリヴィア
ブラジル
カナダ
チリ
中国
コロンビア
コスト・リカ
キューバ
チエツコスロヴァキア
デンマーク
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
サルヴァドル
エチオピア
フランス
ギリシャ
グアテマラ
ハイチ
ホンデユラス
アイスランド
インド
イラン
イタリア
リベリア
ルクセンブルグ
メキシコ
オランダ
ニュー・ジブラル
ニカラグア
ノールウェー
パナマ
パラグアイ
ペルー
フィリピン連邦

ポーランド
南アフリカ連邦
ソダニエト社会主義共和国連邦
連合王国
アメリカ合衆国
ウルグアイ
ヴェネズエラ
ユーゴスラヴィア

附屬書II 第一会計年度予算
第一会計年度の暫定的予算は、総額二百五十万合衆国ドルとし、その使用残額は、運営資金の中核をなす。この総額は、加盟国が次の割合で分担する。

オーストラリア 三・三三%
ベルギー 一・二八
ボリヴィア 二・九
ブラジル 三・四六
カナダ 五・〇六
チリ 一・一五
中国 六・五〇
コロンビア 七・七一
コスト・リカ 七・〇五
キューバ 七・一
チエツコスロヴァキア 一・四〇
デンマーク 六・二
ドミニカ共和国 〇・五
エクアドル 〇・五
エジプト 一・七三
サルヴァドル 〇・五
エチオピア 二・九
フランス 五・六九
ギリシャ 三・八
グアテマラ 〇・五
ハイチ 〇・五
ホンデユラス 〇・五
アイスランド 四・二五
インド 四・二五

イラン 七・一%
イタリア 四・四
リベリア 〇・五
ルクセンブルグ 〇・五
メキシコ 一・八七
オランダ 一・三八
ニュー・ジブラル 一・一五
ニカラグア 〇・五
ノールウェー 六・二
パナマ 〇・五
パラグアイ 〇・五
ペルー 七・一
フィリピン 二・五
ポーランド 一・一九
南アフリカ連邦 二・三一
ソダニエト社会主義共和国連邦 八・〇〇
連合王国 一五・〇〇
アメリカ合衆国 二五・〇〇
ウルグアイ 五・八
ヴェネズエラ 五・八
ユーゴスラヴィア 七・一
新加盟国分 一〇・〇〇
計 一〇〇・〇〇

千九百四十五年十月十六日にカナダのケベックで英語により本書一通を作成した。この本書は、国際連合食糧農業機関の記録に寄託される。その認証本は、この憲章の附屬書Iに掲げる国の政府及び第二條の規定に従つて総会によりこの機関への加盟を認められた加盟国の政府に、事務局長が送付する。

以上の証拠として、われわれは、署名した。
オーストラリア
アルフレッド・スターリング
ベルギー王国

国内的及び国際的行動を促進し、

する。
(a) 栄養、食糧及び農業に関する科学的、技術的、社会的及び経済的研究
(b) 栄養、食糧及び農業に関する教育及び行政の改善並びに栄養及び農業の科学及び実地に関する公衆の知識の普及
(c) 天然資源の保全及び改良された農業生産の方法の採用
(d) 食糧及び農業生産物の加工、販売及び分配の改善
(e) 適当な国内的及び国際的農業信用の供与のための政策の採用
(f) 農業商品についての取極に関する国際的政策の採用

3 次のことも、また、この機関の任務である。
(a) 諸政府が要請する技術的援助を与えること。
(b) 関係政府が連合食糧農業会議の勧告及びこの憲章を受諾することから生ずる義務の履行について当該政府を援助するために必要とされる使節団を、当該政府と協力して組織すること。
(c) 一般に、前文に掲げるこの機関の目的を達成するために必要且つ適当ならゆる行動をとること。

第二條 加盟国の地位
1 この機関の原加盟国とは、附屬書Iに明記する国のうち第二十條の規定に従つてこの憲章を受諾するものをいう。
2 総会は、投票の三分の二の多数により、新たな加盟国のこの機関への加盟を決定することができ、但し、この機関の加盟国の過半数が出席していることを条件とする。加盟国の地位は、現に施行されているこの憲章を受諾する文書の寄託の日から生ずる。

第三條 総会
1 この機関に総会をおく。総会においては、各加盟国は、一人の代表によつて代表される。
2 各加盟国は、自国の代表に対して代理一人、協力者及び顧問を任命することができ、総会は、代理、協力者及び顧問の総会の議事への参加の条件を定めることができる。但し、この参加は、代理、協力者又は顧問が代表に代つて参加する場合を除く外、投票権を伴わない。
3 いかなる代表も、二以上の加盟国を代表することができない。
4 各加盟国は、一箇の投票権のみを有する。この機関に対する分担金の支払が延滞している加盟国は、その延滞金の額がそのときまでの二会計年度の間にその国から支払われるべきであつた分担金の額に等しいとき、又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。但し、総会は、支払の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によるものであると認めるときは、当該加盟国の投票を許すことができる。

第四條 総会の任務
1 総会は、この機関の政策を決定し、予算を承認し、及びこの憲章によつて与えられるその他の権限を行使する。
2 総会は、この機関のための手続規則及び会計規則を採択する。
3 総会は、投票の三分の二の多数によつて、加盟国が国内的行動によつて実施する目的で考慮するよう、加盟国に食糧及び農業に関する問題についての勧告をすることができ、
4 総会は、この機関の目的に關係のある事項について、いかなる国際機関に対しても勧告をすることができ、
5 総会は、この機関の任務に關係のある任務を有する国際機関に対して、総会が定める条件で総会の会合に代表されるように勧誘することができ、この国際機関の代表者は、投票権を有しない。
6 総会は、二年ごとに一回通常会

期として会合する。総会は、次の場合には、特別会期として会合することができる。
(a) いずれかの通常会期中、総会が投票の過半数により、次の年に会合することを決定する場合
(b) 理事会が事務局長に指示する場合又は少くとも加盟国の三分の一が要請する場合
7 総会は、その役員を選挙する。
8 この憲章に別段の明文規定がある場合又は総会が定める規則による場合を除く外、総会のすべての決定は、投票の過半数で行う。

第五條 国際連合食糧農業機関
1 十八加盟国からなる食糧農業機関理事会は、総会が選挙する。理事会の各加盟国は、一人の代表者を有する。理事会構成員の任期その他の職務上の条件は、総会が定める規則に従う。
2 総会は、別に、独立の理事会議長を任命する。
3 理事会は、総会が理事会に委任する権限を有する。但し、総会は、この憲章の第二條、第四條、第七條、第十二條、第十三條、第十四條及び並びに第十九條に掲げる権限を委任することができない。
4 理事会は、議長以外のその役員を任命し、且つ、総会の決定に従うことを条件として、理事会の手続規則を採択する。
5 理事会は、総会の決定に従つて行われるこの機関の技術的事業の調整及び活動の継続性について助言を与えるため、調整委員会を設ける。
6 第十二條から第十四條までを次のように改める。
第十二條 国際連合との關係
1 この機関は、国際連合憲章第五十七條の意味における専門機関として、国際連合との關係を維持する。
2 この機関と国際連合との間の關係を定める取極は、総会の承認を条件とする。
第十三條 機関及び個人との協力
1 この機関とこれに關連する責任を有する他の国際機関との間の緊密な協力を図るため、総会は、当該機関の権限ある当局と責任の配分及び協力の方法を定める協定を結ぶことができる。
2 事務局長は、総会のいかなる決定にも従うことを条件として、他の政府間機関と、共通事務の維持

のため、募集、訓練、勤務条件その他これらに關連する事項に關する共通取極のため及び職員との交流のため、協定を結ぶことができる。
3 総会は、食糧及び農業に關する問題を取り扱う他の国際機関と、当該機関の権限ある当局との間に協定される条件で、この機関の一般的權威の下におく取極を承認することができ、
4 総会は、この機関と国内機関又は個人との間の關係について諸政府と適当な協議をすることを確保するためにとるべき手続を定める規則を設ける。
第十四條 條約及び協定
1 総会は、投票の三分の二の多数によつて、各加盟国の憲法上の手続に従ひその加盟国が受諾した後においてのみその加盟国に対し効力を生ずる食糧及び農業に關する問題についての條約及び協定を、承認し、且つ、加盟国に提出することができ、
2 理事会は、1に基いて効力を生じた一般的條約又は協定の実施を目的とする規則又は補足的協定を、総会が定める規則に基いて、承認し、且つ、加盟国に提出することができ、
3 総会は、提案された條約及び協定を総会が審議するに先だつて諸政府と適当な協議をし、適当な技術的準備をすることを確保するためにとるべき手続を定める規則を

設けなければならない。

4 事務局長は、本條に基いてとられた行動の結果として効力を生じた條約又は協定を國際連合に登録しなければならない。

第十六條から第二十條までを次のように改める。

第十六條 憲章の解釈及び法律上の疑義の解決

1 この憲章の解釈に関するいかなる疑義又は紛争も、總會により解決されないときは、國際司法裁判所規程に従い同裁判所に、又は總會が決定するその他の機關に付託しなければならない。

2 この機關がその活動の範圍内において生ずる法律上の疑義に関する諮問的見解を國際司法裁判所に求める要請は、この機關と國際連合との間の協定に従わなければならない。

3 本條に基いて行つた疑義若しくは紛争の付託又は諮問的見解の要請は、總會が定める手続に従わなければならない。

第十七條 予算及び分担金

1 事務局長は、總會の各通常會期に、この機關の予算を承認のため提出しなければならない。

2 各加盟國は、總會が割り当てる予算のうち自國の割当分を毎年この機關に支払ふことを約束する。

3 各加盟國は、この憲章を受諾したときは、自國の最初の分担金として現會計年度の予算のうち總會が決定する割当分を支払ふなければならない。

4 この機關の會計年度は、總會が

別段の定をしない限り、曆年とする。

第十八條 脱退

いづれの加盟國も、その國がこの憲章を受諾した日から四年経過した後は、いつでも、この機關からの脱退の通告をすることが出来る。この通告は、事務局長に対する通報の日から一年の後に効力を生ずる。脱退の通告を行つた加盟國のこの機關に対する財政的負担は、この通告が効力を生ずる會計年度全体にわたるものとする。

第十九條 憲章の改正

1 總會は、投票の三分の二の多数によりこの憲章を改正することが出来る。但し、この多数がこの機關の加盟國の過半数であることを條件とする。

2 加盟國に対する新たな義務を伴わない改正は、その改正が採択された決議が別段の定をしない限り、直ちに効力を生ずる。新たな義務を伴う改正は、その改正を受諾する各加盟國に対してはこの機關の加盟國の三分の二が受諾したとき、その他の各加盟國に対してはその後その加盟國が受諾したときに効力を生ずる。

第二十一條を第二十條とし、第二十二條から第二十六條までを附則とし、第二十二條の前に次の名を附する。

附則 経過規定

○島津政府委員 旅券法案の提案理由を御説明いたします。
すでに御承知の通り、本年九月八日にサンフランシスコにおいて、大多数

の連合國とわが國との間に平和條約が調印されましたが、この平和條約の効に先立ち、最近連合國最高司令官は、從來最高司令官が保持していた日本人の國外渡航に関する許可權を、日本側に返還する意向のあることが明らかとなりました。

このことは、わが方といたしましては非常な朗報でありますので、占領下に適合するよう制定されました旅券に関する現行二政令を廃し、至急日本政府が自主的に渡航行政を行い得る新旅券法を制定する必要が生じた次第であります。

次に旅券法案の内容について御説明申し上げます。本法案は現在施行されております二つのボツダム政令、すなわち連合國最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して發給する旅券に関する政令、昭和二十五年政令第十一号、並びに日本政府在外事務所の發給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令、昭和二十六年政令第二百八十五号を廃止して、日本政府が、日本國の主權に基いて旅券を發給すること、及び國際的に認められた旅券制度を基調として、これに日本固有の特殊性を適度に加味して、旅券の種類、効力、發給方式等を新たに制定しようとするものであります。

この法案の主たる点をあげますと、第一に旅券の自主的發給、第二に旅券の種類、第三に旅券の發給その他の手續、第四に旅券發給の制限、第五に旅券の効力、第六に手数料、第七として旅券にかかわる身分証明書等に帰するものであります。以下この法案を逐條的に御説明いたします。

第一條におきましては、旅券法を制定する目的を規定し、第二條におきましては、この法律に用いられる用語の定義を規定しております。この定義によりまして、日本政府が發給する旅券を、公用旅券と一般旅券に分類することとを明らかにいたしております。

第三條におきましては、一般旅券の發給申請の手續方法と、これを受ける官庁と、申請に必要な書類を明示いたしております。またこの發給申請を受ける官庁が、国内と国外とで異なつてゐることを明らかにいたしております。また申請を受ける官庁につきましては、国内においては原則として都道府県知事であり、急を要する場合は外務大臣が受理できることになつております。

第二項におきましては、これら必要な書類も、その申請人の身元いかによりまして、ある程度省略してさしつかえありませんので、これを省略し得ることを、並びに省略してさしつかえない場合を規定いたしております。また省略し得る場合は、国内事情や國際情勢の変化により異なつて行く性質のものでありますので、具体的な場合を特に外務大臣が指定することといたしております。

第四條におきましては、公用旅券の發給請求を行うものと、その方法と、これを受ける官庁と、申請に必要な書類を明示いたしております。發給請求をするものと、これを受ける官庁とが、国内と国外で異なつてゐることも明示いたしております。以下これを受ける官庁が国内と国外で異なつておりますが、これを一々反復することを省略させていただきます。

第五條につきましては、旅券の發行權の所在を明らかにいたしております。旅券は國外に通用することを主要な目的とする公文書でありますから、外務大臣が發行いたすことになつております。言いかえまして、この發行權は外務大臣固有の權限でありまして、どこの國でも外務大臣が發行いたすことになつております。また國外においては領事官が發行することとなつておりますが、これは外務大臣の委任によるものであります。

旅券の發行には事前に必ず申請書を審査の上、その申請が妥當と認められる場合に、備えつけの旅券冊子に必要事項を記載し、または具備せしめて、旅券を作成することを必要といたします。そのあとで發行原簿に登録して、その當該旅券に日付と番号を与えます。この發行原簿に登録して當該旅券に日付と番号を与える行為を發行と申すのであります。旅券の日付と番号は旅券の基本となるので、人間にたとえ、出生年月日と氏名に當り、査証、出國、通過、入國、滞在及び旅行に、常にその當該官憲によつて記録され、檢査される記録となります。従つて發行原簿は戸籍簿に該當することとなり、一旦登録を行えば、みだりにこれを抹消、修正することのできない性質を持つものであります。

第六條におきましては、申請に基いて發行された旅券は、いかなる官庁がこれを申請人に交付するものであるかを明らかにいたしております。すなわち一般旅券については第一項で、公用旅券については第二項で、国内の場合と国外の場合にわけて明示いたしております。また一般旅券の交付につきましては、国内においては都道府県知

事が交付官庁であります。急を要する場合は外務大臣が都道府県知事の名義で申請人に直接交付できることになつております。

以下一般旅券と公用旅券ではその都度項をわけて明示いたす建前をとつておりますので、特に区別して説明申し上げることを省略いたしたいと存じます。

ここでちよつとお断りいたしておきたいことは、発給と発行と交付の用語であります。発行とは先ほど申し上げます通り、外務大臣または領事官が発行原簿に登録して、当該旅券の日付と番号を決定付与する行為であり、交付とは申請人にこの旅券を引渡す行為であります。この発行と交付を含めたものが発給といふことになつております。

第七條におきましては、発給申請をいたしたあとで、申請人が先に申請いたしました渡航目的または渡航先の変更を受けようとする場合の手続を定めるためのであります。渡航目的や、渡航先の変更は、発給申請の審査目標を全的に変更させるものであります。すなわち甲の渡航目的または渡航先においては旅券の発給がさしつかえなくとも、乙の渡航目的または渡航先においてはその渡航先の国内法がその入国を認めないことがあります。ここにきまして、渡航目的または渡航先の変更を受けようとする者は、新たに旅券発給申請をしなければならぬことを明示するものであります。書きかえ発行及び再発行の場合も含まれることはもちろんであります。またこの問題は日本出国前にのみ起る問題でありますので、国外の場合を包含いたしてありません。

たしてありません。

第八條におきましては、渡航先の追加を受ける場合の申請の方法、出願先並びに申請に必要な書類を明示いたしますとともに、第三條の場合と同様申請に必要な書類で省略し得るもの及びその場合を規定いたしております。渡航先の追加は渡航先の変更とは性質が異なつておりますので、第七條とは区別いたしましてその手続を明示いたした次第でございます。

第九條におきましては、旅券の発行後第七條または第八條に規定いたしました渡航目的及び渡航先のことを除き、またその他の事項で、しかも旅券に記載してある事項に変更を生じた場合、すなわち氏名または本籍地等が変更となりまたはその旅券の書きかえ発給を受けようとする場合の手続方法、出願先並びに申請に必要な書類を明示いたすものでございます。また旧旅券の返納を必要とする理由につきましても、同一人が二つ以上の有効旅券を所持することにより生ずる弊害を防止するがためのものであります。

第十條におきましては、旅券の交付を受けました者が、旅券を紛失し、焼失し、もしくは著しく毀損したと等によりまして、旅券の再発給を受けようとする場合の手続方法、出願先並びに申請に必要な書類を明示いたすものでございます。旧旅券の返納につきましても、第九條で説明いたしましたと同様の理由に基くものでございます。

第十一條におきましては、旅券の発給を受けようとする者が、十五才未満の子を同伴いたす場合、申請人がその子を自分の旅券に併記を希望するときの手続方法を明示いたしたものでござ

います。併記される子の限度を三人といたしました理由は、旅券面に併記し得る箇所が三人分しか余白を持たないためであります。年齢を十五才に限定いたしましたのは、併記される子の年齢を規定した各国の移民法に抵触することを避けるとともに、實際上併記を必要とする年齢として、妥当と考えられる年齢を選んだためであります。

第十二條におきましては、数次往復用の旅券につきまして規定いたしております。日本の旅券は第十八條の効力のところで規定しておりますように、原則として、帰国とともに無効となることとなつております。しかし申請人によりましてはたび／＼国外に渡航を必要とする場合があり、帰国の都度旅券の申請をすることがきわめて不便に感じられる場合があります。こうした申請人のために二年間は何回でも国外に渡航のできる旅券を発給できる例外的措置を講じたものであります。しかしその性質からいたしまして、この旅券は、でき得る限り確実な身元の者に對して発給を必要とするばかりでなく、その用務が数次往復用の旅券を必要とするものであることを前提としたものです。この数次往復を必要とする用務であるか否かは、将来い／＼變動を見ることが考えられますので、外務大臣におきまして、その都度その用務の種類を指定いたすことが最も適正を期することができると考えております。

第十三條におきましては、一般旅券の発給または渡航先の追加を制限する場合を、第十四條におきましては、第十三條によりまして発給または追加を

しない場合の申請人に対する通知につきて、また第十五條におきましては、第十三條及び第十四條に基く決定通知に對し、異議のある場合の異議の申立て方法並びに異議申立てに對する裁決及びその裁決の結果、外務大臣または領事官のとるべき措置等を規定しております。

第十六條におきましては、旅券の所持人が旅券面に行う署名のことを規定いたしております。旅券は本人の署名を記入いたすことにより、不正旅券の行使を防止することに役立てております。

第十七條におきましては、旅券の不正使用を防止するため、旅券を紛失または焼失いたしましたときの名義人の届出義務等を規定いたしております。第十八條におきましては、旅券の効力につきまして規定いたしております。

第十九條におきましては、旅券を返納する場合を規定いたしております。

第一項におきましては、現に有効な旅券の返納を命ずる場合でございます。現に有効な旅券といえども、制限規定の第一項に掲げてある事項に該当することがあつて判明し、またはそういう事態にあつて立ち入つたとき、これを回収する必要があります。また錯誤、過失による発給等の場合を救済するとともに、本人保護の見地からもこれが発給を取消すことを必要とする場合もございます。

第四項及び第五項におきましては、失効または無効となつた旅券の返納並びにその返納先を規定いたしたものでございます。第六項におきましては返納した旅券

のうち、その保存を希望する名義人に對し、これを還付し得る旅券の範囲と還付手続を規定いたしております。

第二十條におきましては、旅券の手数料につきまして規定いたしております。

第一項及び第二項は国内において徴収する場合を、第三項は国外において徴収する場合を規定いたしております。国外における場合は外貨で徴収いたしますが、国別によつてことごとく異なつておりますので、他の法令に譲ることといたしております。

第四項は関係官庁の過失により書きかえ発給を行つた場合の手数料免除を明示しております。

第五項におきましては、現段階では明示困難であります。将来渡航を想定されます移民等に備へたものでありまして、終戦前移民一般旅券手数料が、非移民一般旅券手数料に比し三分の一だつた事実をも勘考、これが減額をはかりたい意向のもとに、政令によつてその減額のでき得ることを規定いたしたものでございます。

第二十一條におきましては、査証の必要性を明示いたしております。旅券は発行によつて旅券そのものの効力は発生しますが、渡航先国に通用するためには、渡航先国出入官憲発給の査証を必要といたします。往々旅券さえあれば国外渡航が可能であるとする一般の誤解を防止するに必要な規定でございます。

第二十二條におきましては、申請者等の様式を規定いたしております。第二項におきましては、支払能力を立証する書類や渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類につい

て規定いたしております。これを外務大臣の告示に譲りました理由は、この種書類は国内においては為替管理の方式により、国外においては外国の国内法により適当な変更があり得るもので、本法案のような恒久法に織り込むことができないためであります。

第二十三條におきましては、旅券そのものに關する違反行為を処罰することを目的とした罰則を規定いたしましたのであります。

第二十四條におきましては、第二十三條の違反行為は国外でも行われる次第でありますから、これに備えて国外犯罪の処罰を規定いたしたのであります。

第二十五條におきましては、第二十三條の各号に定められた違反行為を行つた者の国外逃亡を防止するため、行政処分により外務大臣が当該旅券を没取できることを規定いたしましたのであります。

附則の第一項におきましては、連合国最高司令官から自主的旅券発給権の委譲される日が確定いたしておりますので、別に政令をもつて施行期日を定めることの必要があるからでございます。

附則の第二項におきましては、本法案の実施により廃止されるべき政令をあげております。

附則第三項から第六項までは、本法案の実施に伴い、従前の法令との間に生ずる過渡的ギャップに対処する方針を明らかにいたしましたものであります。

附則第七項及び第八項におきましては、ある特定の地域への渡航に対しては、旅券にかわる身分証明書を発給し得ること、並びにその手数料を徴収し

得ることを規定いたしております。これを政令に譲りました理由は、自主権委譲の際までその地域その他を明確にすることができないからでございます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその内容の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

次に議題となりました国際連合食糧農業機関への加盟の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

国際連合食糧農業機関（略称FAO）は、今次大戦後の世界の食糧問題の重要性にかんがみ設立されたものであり、その後国際連合と協定して、その専門機関となつてゐるものであります。

国際連合食糧農業機関には現在六十六箇国が参加しております。食糧及び農業の問題は、世界の平和及び繁栄に關聯するところが大きいという立場から、各国の榮養及び生活水準を向上し、食糧及び農産物の生産及び分配の能率を改善し、並びに農村住民の状況を改善することを目的としております。そのために、同機関は第一に榮養、食糧及び農業に關する情報を収集、分析、頒布し、第二に榮養、食糧及び農業に關する各種の研究及び知識の普及、並びに天然資源の保全、食糧及び農産物生産物の加工、販売、分配等の改善について加盟国の行動を促進し及び勧告し、第三に、加盟国に技術的援助を与えることをおもな任務としております。

わが国のこの機関への加盟が実現しますれば、これによつて、わが国は、榮養、食糧及び農業に關する各種の資料、報告等を受けること並びに世界の榮養、食糧及び農業の現状を把握することができ、わが国の食糧及び農業政策の立案に資すること多大なるものと存じます。また、FAOが主催する諸會議に参加し、わが方の希望ないし意見を述べる機会を得、さらに、わが国と加盟国間、特にアジア地域の諸国との間で食糧及び農業の技術の相互交流を行う上に資する次第であります。

わが国の加盟に伴う負担としましては、FAOへの報告の義務、分担金の支払い及びFAOの提案した條約を受諾した場合の当該條約の規定を履行する義務等であります。分担金は、FAOの分担金比率等を参考にしますと、日本の場合は、二〇程度で、来年度は十一万ドル、今年度は十一月から加盟するとして第四・四半期分二万五千ドルと推定されます。

政府は、この機関に加盟することの利益にかんがみまして、十月二日FAOの事務局長にわが国の加盟を申請しましたところ、事務局長から、わが国の加盟申請は、来る十一月十九日からローマで開かれる總会の審議にかけられること、及びわが国によるFAO憲章の受諾書は、總会の開会前に事務局長に寄託するよう要望される旨の通報がありました。

以上の次第でありますから、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことをお願いいたします。

○松本（憲）委員 閣下質問を簡単にしてみたいと思ふのであります。まず最初に政府にお聞きしたいことは、司令

部の入国手續が大幅に日本政府に移されるようになってから、在外事務所における取扱いが、以前よりも煩雜になつたといふことを私各地で聞いて参つたのであります。そういう事實はありましようか。もしあつたとしたならば、その理由は一時的の現象であるかどうかといふことを、ちよつとご尋ねしたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいまお話がございましたように、旅券を日本の在外事務所が取扱うようになりまして以来、手續的なことで多少やはり煩瑣になつたといふことはあります。

○松本（憲）委員 私もGHQに申請した當時の方がもっと簡単に行つた、在外事務所依頼するようになってから、非常にめんどうになつて来たといふことを聞いてゐるのであります。それは切りかえどきの一時的の現象であるか、あるいはもし簡単にできるものであるならば、将来どういふことになるのか、あるいは今の煩雜な事務は、切りかえの手續上によつてそういうことになつておるのか、それを承りたい。

○星説明員 今の御質問は、主としてアメリカに住んでおる日本人のことであらうと思ふのですが、司令部が日本人の入国について、十一月一日から日本政府に完全に権限を委譲したという事態が起りまして、それ以後アメリカに住んでおります日本人が一時的に帰つて来る場合には、在外事務所の旅券の発給を受けないで、国籍証明書、あるいはアメリカへの再入国許可証といふものを持つて来れば、日本に入れるということになりまして、その点は十

一月初めに在外事務所の方に訓令を出しまして、アメリカに關する限り非常に簡単になつたと思ひます。ただこれはアメリカと日本との間の特別な除外例でありまして、たとえばブラジルに住んでゐる日本人なんか日本に歸つて参ります場合には、やはりほかの外国をたくさん経由して来なければならぬので、その場合には旅券の発給を必要とするわけでありまして、アメリカに關する限り、アメリカに住んでゐる日本人が日本に歸つて来る場合においては、旅券の発給を必ずしも必要としないうことでもありまして、非常に簡単になつております。それが現状であります。

○松本（憲）委員 その説明を聞きまして非常に安心したのであります。最近ハワイその他の土地をまわりましたときに、国籍証明等の要求がありまして、非常に煩雜で、急に国に歸りたいといつても帰れなかつたという事態がありましたので、新たにそういうように簡便化されたことは非常に喜ぶものであります。

次にやはりこれに關連してお聞きしたいことは、わが国におきまして、輸出貿易が國家經濟の復興に重要な地位を占めておることは言うまでもないこととあります。ことにインダヴィジブル・トレード、目に見えざる貿易の取引入といふものが、今後わが国にとつて大きな財源にならなければならぬと思ふのであります。これにつきまして、外務省といひまして、このインダヴィジブル・トレード、ことにツーリスト・インダストリーを促進するために何か努力しておられるか。もししておるならば、どういふ状況にあるかといふこ

とを、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいまの御趣旨は、観光事業等によりまして、外国人をなるとたたくさん日本に来てもらうという趣旨だと思ひますが、もちろんそういうような方向で努力はいたしておるわけでありまして、特別に外務省としまして、その点何か措置をとるといふようなことは別にしていなと思ひますが、なるたけそういうような事業は促進したいと思ひます。

○松本委員 最近この問題が非常に一般の関心を集めるようになって来たのでありますが、特に西歐諸国のツーリスト事業を調べてみますと、もつとも資料は非常に制限されておりましたので、断片的であるかもしれせんが、これらの諸国におきまして政府が非常に力を入れておることを知るのであります。ことに統計を見ますと、一九四九年のツーリストが、西歐諸国にアメリカ人だけで二十五万一千人入つております。これは単なる民間ツーリストであつて、その落ちた金が二億七千万ドル以上になつておるのであります。それがさらに昨年はもつと大きな数字になり、今年ではこれが三億四十二万ドル、しかもツーリストの数が三十五万人という数になつておるのであります。戦前におきましては、非常にインヴェイジブル・トレードに力を注ぎましたこれらの諸国は、一九二七年から三十七年の十年間の統計を見ましても、毎年その平均が二億ドルであり、これが輸入超過を補うために三〇%にも役立つておるといふ事実を知るのであります。また戦後におきましては特にこれらの諸国はツーリスト・

インダストリーに非常な力を注いでおりますが、ことにフランス、イタリア、ドイツあたりの例を見ますと、七三%から八〇%増を一年間に見ておるのであります。ここにE.C.A.の少し古い資料ですが、これを見ますと、普通の一般貿易を一〇〇%といたしますと、それに対してツーリスト・インダストリーがフランスでは八一・七%に上つております。イタリアにおいては四二・一%、アイルランドにおいては二九・四%、デンマークにおきましては五三・八%、これは全部ではありませんが、ただ漫然と拾つてみてもこういう数字が出るのであります。要するにこれらの政府は非常にツーリスト・インダストリーに力を入れております。

特にホテルの設備、交通の便、なかなく入国の便といふものに非常に力を入れておるのであります。これらに、これもちよつと一夜つかみで調べた資料ですが、アメリカ合衆国との双務協定あたりにおきましても、これだけの国がダイザなしに短期滞在を許すというやうな、いろいろの便宜をはかつておるのであります。こういつた意味からいたしまして、やはり査証とか、移民官の取調べの問題であるとか、あるいは税関の問題、ことにみやげ品に対するところの無税制度であるとかいふやうな、いろいろの入国手続の便宜といふことが、今後非常に大きな問題になるのではないかと思ふのであります。これは最近のアメリカ滞在、各地のいろいろの人に会ひましたときに、日本に行きたいのだが非常に手続がめんどうだ、もう少し簡単にすれば手軽に行けるのだといふことを聞いて参つたのであります。従つて今後特に

アメリカ人に対しての入国手続を、両国間の協定等あたりにおきまして、もつと簡素化する方針ありやいなや、これを最後にひとつお聞きしたいと思ひます。私の質問を打切りたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいま詳細資料をお示しいただきまして、ツーリスト・インダストリーがいかに重要であるかといふことの御意見を伺ひましたが、まことにちよつともでございます。日本に關しまして、私も外国人の筋から、日本は非常にその点恵まれておるので、ひとつ大いに力を入れてやるべきだといふやうなアドヴァイスを受けておるわけですが、所管官庁の方でもその点は十分研究もしておりますし、また努力もしておるものと考えております。ところで最後にお示しになりました入国を簡単にするといふやうな点は、これまた当然考えなければならぬことでございます。ところが現在のところでは、外国人の入国の許可につきましては、なお司令部の権限に属してございまして、外国人の査証も日本政府の権限にはまだ委譲されておられません。従ひまして現在のところは、その点を簡素化するといふことは実現は困難だと思ひます。しかし将来の問題といたしまして、ただいま御指摘になりましたやうに、相互に關係の国と話し合ひをしまして、相互的に何らかのきめをしまして、査証を免除いたしますとか、いろいろな点で往來を簡便にするといふ措置がとらるべきものであると思ひます。また條約の効力発生その他の事情にも伴ひまして、早晩そういうやうな措置をとりたと思つております。なお外客の誘致、その他につきまして

は、外務省といたしましても在外事務所におきまして、できるだけ宣伝ないし情報提供といふことには努めて参りたいと思つております。

○守島委員長 並木君。○並木委員 最近の海外渡航希望の情勢についてお伺ひしたいと思ひます。公用別、一般別の海外渡航希望者の分析をしていただきたいと思ひます。○星説明員 御説明いたします。旅券を発売いたしましたから、今年の十月三十一日までの状況ですが、終戦以来この旅券の発売は全部で一万四千八百九となつております。各年度別に申し上げますと、二十一年度が八、二十二年度が十二、二十三年度が百六十三、二十四年度が八百五十七、二十五年度が三千二百九十一、二十六年度が十月の末までで六千五百五十八、年々非常に激増しておるのでございます。

今御質問の公務員でございますが、公務員といふことで分類した資料を今手元に持つていないわけでございますが、昭和二十四年の末までの資料がございまして、これを御説明申し上げます。二十一年、二十二年、二十三年、二十四年と通計いたしました、留学及び文化関係で、公務員が出ておりますのが全部で五十二となつております。それからそのときの一般が留学及び文化関係で五百七十四人、公務員はその五百七十四人に対して五十二でございます。それから商業関係、商用関係、コマースの關係で出ておりますのが、公務員が八十二でございます。一般人が二百八十三、それからその他、これはいろいろな目的になつておりますが、これ

は公務員はゼロでございます。合計いたしますと、二十一年、二十二年、二十三年、二十四年、この四年間を通じまして公務員が百三十四、一般人が九百六といふ数字になつております。その後二十五年度、二十六年度の数はございませんが、これは目的別にわけた資料を持つておりまして、公務員といふやつで出した資料は持つておりません。これは必要ならばあとで提出いたします。

○並木委員 行先別の統計はできておりませんか。○星説明員 これは持つておりませんが、アメリカその他たくさんの行先を持つておる者もございまして、これは調べておる者も時間がかかりまして、今私の手元には数だけしか持つておりません。しかし大体わかれ／＼の観測といたしまして、アメリカが半分以上、六〇%くらいになるのではないかと思つております。

○並木委員 アルゼンチンとかブラジルでは最近の情勢はいかがですか。日本から希望者があつた場合に、たやすく渡航の許可がおりるようになっておりますかどうか。○星説明員 ブラジル、アルゼンチン等一時旅行者につきましては、その困難な入国上の問題はないのですが、ただ向うに永住しようとする人、つまり移民として行くとする者につきましては、アルゼンチン、ブラジルにつきましても、いろいろめんどろな規則がある關係で、なか／＼容易ではないやうであります。最近特にアルゼンチンには永住の目的で行かれる方が相当の数に上つておるやうであります。

す。

○並木委員 ソ連とか中共方面への希望者というものは、やはりあるにはあるだろうと思うのですが、私ども全然わかつておりませんが、今までどうだったのですか、実績などわかつておりましたら……。

○星説明員 全然ございません。ソ連、中共などは全然わかりません。

○並木委員 申出者もないということですか。

○星説明員 そうでございます。

○並木委員 もし希望者があつた場合には、どういふ手続がとられますか。

○星説明員 現在の制度では申請書を外務省に持つて来られる。この申請書に行先国その他を書かれて、ソ連に行きたい人はソ連と書いて申請書を出される。それを外務省が総司令部へ取次いで、最終的に総司令部で決定して、いけなものはノー、よろしいものは旅券を発行してよろしいということ。外務省へ返つて来て、それに基いてわれ／＼が旅券を出しております。現在のところ、ソ連並びに中共に行こうという希望を持つて、われ／＼のところに願書を出した人はいないわけでありませう。

○並木委員 その方面は特に禁止をされておるといふようなことはありませんか。

○星説明員 実際そういう申請を取次いで司令部に出したことがございませんで、司令部の意向もわからないのであります。

○並木委員 外電などによりますと、ソ連では外交官などに対しては相当旅行の制限をしている、あるいは旅券の発行を渡る場合があるといふようなこ

とですけれども、そういう方面の情報か調査はありますか。ソ連における旅行制限、それから外交官に対しては相当の制限を与えているといふようなことについての、情報をお知らせ願いたいと思ひます。

○星説明員 現在のソ連でどういふ旅行制限を行つておるかという情報は、われ／＼は全然入手いたしておりません。

○並木委員 外交官は治外法権が与えられるのですから、大体国内の旅行とかいふようなものに対して、制限を与えないのが原則であると、私どもは考へておるのですけれども、外交官に対しては旅行その他の制限を与えてゐる国は、ほかにどこかあります。

○星説明員 現在までのところ、いわゆる外交官といふかところで外交旅券といふものを日本政府はまだ発行しておりませんので、従つて今まではそういう問題は全然起つていないのであります。

○並木委員 独立したあかつきはこれからだん／＼起るのです。今起つていないのはあたりまえだと思ふのですけれども、独立した国から外交使臣が行つてゐる国もあるのですから、その調査ができていますかと聞いてゐるのです。いかがですか。

○星説明員 特にソ連への入国の御質問だと思ひますが、それにつきましては、現在のところ私どもに全然情報がないと思ひます。

○並木委員 政府としては今海外渡航を一般に奨励しておるかどうか。これは外貨との関係などもあつてむづかしい問題だろうと思ひます。ある時期においては大いに奨励もするし、外貨が

欠乏してくれば一時制限しなければならぬといふようなことはあるのですけれども、一番の悩点は、今までの私の聞いたところでは、やはり外貨の問題のようでありまして、何か便法は講ぜられないのですか。つまり現実に渡航した国で外貨が入手できぬ、こういうことが非常に渡航の制限となりますので、何か渡航者の便宜のために、円を外貨にかえる方法といふようなことも講ぜられないかどうか。もし現在まで講ぜられておらないとすれば、政府の方針はどうか。今後は大いに海外に渡航者を出して行くべき方針であらうと思ひますが、それに対する方策をお聞きしておきたいと思ひます。

○星説明員 現在におきましては、一般外貨予算に海外渡航費といふものが計上されてゐるわけでございます。それからまた輸出業者の輸出によつてかせいだ外貨によつて、市場開発、貿易の伸張のために優先外貨制度といふものもあるわけでございます。もちろん額は限られたものでございますが、円と外貨を交換し得る道は開かれてゐるわけでありませう。ただ外貨が非常にきつてゐるものでありますから、審議会を設けて、目的なりい／＼、そういう点の審議を加えて、そして渡航者に円と交換に外貨を渡すという制度は持つてゐるわけでありませう。今後外貨の方がいくらでも楽になりますれば、そういう方面で外貨を与えて渡航するといふ人が多くなるのではないかと考へております。

○山本(利)委員 関連して、最近琉球方面へ行く場合には、向うから滞在資金の保証といふことが必要なようでありませうが、アメリカなり南方方面の各

国の住民から、こういう人間が来た場合には、滞在中の費用はこちらで持つてやるといふたふうな、手紙か何か証明的なものが来れば、渡航が楽に許されるかどうか、その点ちよつと伺ひたい。

○星説明員 それは今御指摘のようになつておられます。一般の諸外国への旅行につきまして、向うで滞在費を持ちます、また交通費も持ちますといふたはつきりした保証が与えられれば、海外渡航ができるという制度になつております。

○山本(利)委員 先ほどの松本委員の御質問に関連してお尋ねしたいが、今回の旅券交付に関する規則といふものは、戦前の旅券交付に関する規則と比較して、非常に簡素化されておるか、あるいは何かの事情でさらに複雑になつておるか、その全般的なことについてお伺ひしたい。

○星説明員 戦前旅券規則という省令がございまして、本文十七條と附則からなつた割に簡単なものでございまして、大体内容はここに御審議願つてゐる旅券法と大差ないわけでありませう。しかし憲法の関係なんかからいひまして、いろいろ不備な点がございまして、戦前の旅券規則と現在の政令の二つをい／＼考へまして、それからまた新しい各国の旅券制度なんかを考慮いたしまして、今回の旅券法をつくつたものでございまして、内容的には戦前とそうかわつたところはな

いわけでありませう。

○山本(利)委員 もう一つだけ。先ほどアルゼンチンへ移民として渡航する者がある程度あるようなお話でありませうが、それは再渡航とか、あるいは呼

び寄せ移民とかいつた種類のものではあります。全然新たな移民が少数でも許されておるかという点と、もう一つは、先ほど松本委員からのお話では、外国から観光客として日本に来る者に対して、手続をもつ／＼楽にしたかどうかといふお話があつたのですが、今度は日本から海外へ出る場合、文化の吸収とか、その他いろいろ／＼意味で今後奨励すべきだと思ふのですが、そういう場合に、ある一つの観光会社とか団体とかいふものが取扱つた場合、多数のものをその会員として、連名で一括して旅券を交付するという便法が、今度の規則で許されておるか、あるいは一人々々の旅行手続をして、団体を組んで行くやうになつておるか、でき得るならば、この連名式で一括して取扱われるといふやうなことを講じておく方が、入国の場合でも非常に奨励になるのではないかと、私はそういうふうにお考へておりますが、そこら辺を……。

○星説明員 アルゼンチンの御質問でございますが、大体大部分呼び寄せ移民でございます。入国の方が相当制限がございしますものだから、大体近親者の呼び寄せといふことになつております。

それから第二の連名式の点ですが、これはこの旅券法では、そういうことを予定しておりません。しかし将来移民、あるいはまた大多数の者が観光に出るといつたやうな場合に、御指摘のやうな点はやはり考慮しなくてはならぬのじやないかと思ひますが、この旅券法においてはそういうことは規定しておりません。一々一人ずつ旅券を持つて行くといふことを前提としており

ます。

○並木委員 またさつきの続きであります。海外渡航の奨励という見地からお尋ねしておきたいのです。それは若い者に渡航希望者がずいぶん多いとございます。特に留学して勉強しようという人々ですが、現在までのところでは向うに特別の知人があるとか、特に学校の招聘があつたとかいう限定された者に限られております。私はどうしてもこれを政府としては、計画的に相当大勢養成して留学さすべきであると考えておるのですけれども、そういう点についての政府の所見をお伺いしたいと思ひます。

○星説明員 まつたく御趣旨の通りだと思ひます。ただ外貨の關係で、今でも留学生の大半は、アメリカへ、いわゆるガリオア資金で、アメリカの金で行く人が大部分を占めております。しかもまた留学する学生の資金も、大体アメリカ人あるいはまたその他の外国人が出資しているのが大部分でありまして、自費留学という者は、いろいろ資金の關係、外貨の關係等で、非常に少い。しかしこれまた外貨の關係で、そういうことが許されるならば、もちろん大いに奨励すべき問題であると思ひます。

○並木委員 また海外から日本に留学をしようという人も相当あるのじやないかと思ひます。そういうものに對する旅券の交付状態は、どういふふうになつておりますか。日本では國際學友会といふものがあつて、相當外國からの留学生のめんどうも見ておりましたし、これからもまた見てもらなければならぬと思ひますが、そういう点に關連して、海外からの日本への渡航

希望者の状況をひとつ。

○星説明員 外國人の日本入国につきましては、現在までのところ、日本政府は全然關与してないものでございまして、どれほどの外國人留学生が日本に来てゐるか、その外國の旅券の發行といふことは明らかでないわけでありまして。最近東南アジアの諸國から、學生といふわけでもございませぬが、日本の美術その他を研究するため、日本へ来るという者が逐次ふえてゐるようでございます。その数がどれほどに達してゐるかといふことは、日本政府は全然關与してない、全部外國の政府あるいは司令部といふ關係でやつてゐるものですから、その間のことはよくわかりませぬ。

○並木委員 しかしこの旅券法というものが通過すれば、これに基いて、日本の政府の意思といふものが、ほぼ完全に近いほど働いて来ると思ひます。今後海外から日本に渡航希望の方々に對して、政府としてはどういふ態度で臨むか、ある特定地域の人に對しては入国の制限をするというような計画はあるのかないのか、そういうことをお伺ひしておきたいと思ひます。

○星説明員 この旅券法は、日本人が海外に出るときに出す旅券のことのみを取扱つておりました。外國人が日本に來ることについては、全然この旅券法では取扱つてない。全然旅券法の範圍外の問題でございます。

○栗山委員 先ほどの政府委員の御説明で、戦前はこの種のことは省令をもつて處理しておつたという御発言があつたのであります。今日特にこれを法律でしなければならぬという理由を承つておきたいのであります。ある

いはまた国会の審議權の尊重というやうなことでござつたのであるか、それとも海外渡航といふことが、従前に増してもつとウエイトを増したものであるか、想像はつきませぬけれども、政府委員の口から聞いてみたいと思ひます。

○島津政府委員 この旅券法の内容に、渡航の制限でありますとか、あるいは手数料、ないしは罰則、そういうやうな規定がございしますので、これらの点は、今日におきましては當然法律事項であるという解釈から、この法律案を提出した次第であります。

○栗山委員 いま一つは、旅券法案の審議でありますけれども、旅券の發給内容といふことは、そのうちの重要なものに、海外渡航移民がありまして、これは當然外務省の他官庁に率先して關心を持つべき問題と思ひます。

民間にあつても、海外移住協會等、私などもそれに關係してありますが、設立して、せつかくこの方面に調査研究を進めておきます。しかし先ほど同僚委員諸君の御質問に對する政府委員の答弁に出ておりました通り、問題は渡航の金の問題になるわけでありまして、それで海外移民の場合——留学の場合、は、現下の逼迫した國情からいへば、第二点に考へるとしても、人口問題の解決上、海外で日本の移民を歓迎するところがあるならば、これは相當金を出しても、將來の根本的な解決策の一つとして実施すべきものである。

たとえばブラジルならブラジルの方面に行く場合に、十分なる調査をいたしておきませぬけれども、聞くところによれば約二十万円の金がかかる。とうていこれは一移民の立場の渡航者の出

資し得る金ではありません。そこで両方の國でもつとも相談をすれば、渡航費を下げることもできるかと思ひます。かりに半減して十万円になつた。そういうやうな場合に、外務省を中心とし、日本政府の側にあつても、またわれ／＼も協力して、たとえば海外移民金融庫といふやうなものまでもつくつて、そうして移民の奨励をなすべきであると私は考へます。今の法律案と直接の關係はありませんけれども、内容の一部をなすものとして、お考えをおきをお願いいたします。今何か所見があれば、聞いておきたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいま御意見の点は、ごもつとも思ひますので、私どももいたしまして、具体的に研究を進めたいと考へております。

○並木委員 それではもう一点だけ質問しておきます。それはこの旅券法の通過によつて、沖繩とか小笠原とか台湾とか朝鮮とか、わが國との關係が必ずしも的確でない地域への渡航といふものは、容易になるかどうか、今までこれらの地域への渡航実績、希望者、そういうやうなものについてお尋ねしておきたい。

○星説明員 この法律が成立いたしました、司令部の方で今まで持つていた日本人の海外旅行に對する許可權といふものを、全部日本政府に返すといふことが明らかに予想されます。そうなりますと、今までは外務省で外務大臣が旅券の發給をいたします前に、ともかく最高司令官の許可をとらなければならなかつたわけでございます。これは旅券をもつて渡航し得る國、つまりアメリカ、フランス、あるいは朝鮮も台

灣もそうでございますが、南西諸島、つまりアメリカの極東軍の管轄する地域へ行く者につきましては、旅券を發給いたしませんで、身分証明書といふ、簡単な旅券にかわる証明書を發給してつたわけでありまして。この証明書も、やはり連合國最高司令官の許可をとらないと、外務省で外務大臣が發給できなかったものであります。かういふ点につきましては旅券法が通りまして、その点で非常に簡單になつて早くなるというふうに考へます。ただ南西諸島、つまりアメリカ極東軍管轄地域へ行く場合には、証明書は連合國最高司令官の許可なしで、日本政府だけで發給し得るといたしまして、これらの地域の特殊な關係から、この島々へ入ります前に、入島許可書といふものをどうしてもとらなければならぬと思ひます。このことにつきましては、司令部の方で最近非常に考へてくれておりまして、これから従前に比べてよほど楽になるのではないかと。また實際早く渡航が実現できるというふうになるのではないかと予想されます。

○中山委員 先ほどの呼び寄せの問題でございますが、これは少し本筋を逸脱するかもしれませんが、私は濱州の軍曹の人から手紙をもらいました。そしてこの人は、吳のある一女性と日本に進駐中内縁の結婚をした人でございますが、もし日本にすべての權限が移つて参りましたときに、アメリカの人たちが日本人を呼び寄せるやうな方法でもつて、内縁の夫があるもの呼び寄せられるやうな方法があるものではないのか、私はその方法を質問いたしました手紙をいただいておりますので、ここで少し筋が違ふとは思ひま

すけれども、伺つておきたい。むろん今の状態ではできませんでしょうけれども、平和條約等すべてのものが一通り治まりましたあかつきに、日本政府ではそういうことを御許可になるかどうか。私も返事を書かなければならぬせん關係上、妻が呼び寄せ得る権限を与えられるかどうか。濠州に連れ帰りたいにも、向うでは入れてくれないから、向うの籍を廃棄して日本人になりた、六回か七回不法入国をしては、返されて監獄へ入つたりしておりますので、国会議員として何とかしてくれないかという手紙をいただいたのでございます。

○星説明員 それはまず第一に、濠州の政府でそういう目的の人に旅券を出すかどうかという問題と、それからあと日本へ入国できるかどうかという問題は、現在施行されております入国管理令、これはまた法律に切りかえられますが、その法律の中に、外国人が日本へ入国する場合のいろいろな規定を設けているわけでありまして、また日本に滞在する期間についてもいろいろ規定を設けているのであります。

○中山委員 それはもう日本人になるというのです。濠州の籍を捨てて日本人になりたいのですから、少し話が違ふと思います。

○星説明員 国籍法によつて日本国籍というものを取得すれば、これは問題なく日本人になりますから、入国が自由になるわけでありまして、

○中山委員 その方法はどうしてとつたらよいのですか。

○守島委員長 ちよつと私からお話しますが、それはいろいろ規則がございますが、こここのところのために

非常に時間をつぶすことはあまり適当でないと思ひます。外務省から直接あなたに御説明すればおわかりになると思いますが、いろいろ規則がございますが、日本の規則に当てはまりさへすれば、日本に来て永住することができ、しかし日本の国籍をとるについては、その規則に適合するかどうかとか、そういう問題がございます。ここで今お話を時間をとりますから、別の機会にしたいだきしたいと思います。

北澤君。

○北澤委員 まず第一に明らかにしておきたいのは、今度司令部では、日本人の海外渡航に関する許可権を日本側に返還する、こういうようなお話であります。そうしますと、今後は日本人が外国へ出る場合には、外務省が完全自主的にこれを決定する、これまでのように司令部の同意なり許可を得る必要はない、こういうふうな解釈してよいのですか。

○星説明員 その通りであります。

○北澤委員 それから外国人が日本に来る場合、先ほど政府の説明によりまして、司令部の許可がある。従つて外国人が旅券を持つて来る場合には、外国人の旅券の査証は日本政府でなく、司令部がやると了解してよいのですか。

○星説明員 その通りでございます。いゝゆる外国人の日本人入国許可というものは、査証入国ということになつてゐるわけでございます。

○北澤委員 今度廃止になる連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令、これによりまして、日本人が外国へ出る場合、いろいろな目的が書いて

あります。留学、あるいは文化等いろいろ書いてありますが、今後は日本人が外国へ出る場合には、こういう目的なら外国へ行つていいが、こういう目的では行つてはいかぬ、こういうような海外渡航の目的の制限があるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○星説明員 これは今御審議願つております旅券法の第十三條に、旅券を制限する場合を書いてあります。そういうことに該当すれば、旅券が発給されない。

○北澤委員 次に日本人が渡航する渡航先であります。世界の国の中には日本人の入国を認めるところもあり、認めないところもあると思ひますが、現在のところ、世界の国々で日本人の入国を認めない国はどういう国でありますか。

○星説明員 アメリカでも、日本人が移民としてアメリカに行こうという場合は、アメリカの移民法によつて制限しております。また濠州は御承知のように、最近日本人の商社の者は入国を許可することにしておりますが、そのほかの目的を持つた日本人は濠州に入ることはできません。そのほかシンガポール、マレーにつきましたも、日本人の入国は制限されております。

二、三の例であります。そういう例がございまして、

○北澤委員 先ほどからも同僚の委員から質問があつたのでありますが、そのうすると、ソ連、中共、そういうところは日本人の入国は認めておらぬ、この解釈してよろしうございしますか、その点を伺つておきます。

○星説明員 これは現実に今まで行つたことも、そこへ行こうと希望した日

本人もおりませんし、また実際に日本人に対する向うの入国の制限というところはどうかになつておるか、資料を全然持たないのでございます。

○北澤委員 次に伺ひたいのは、この旅券を発給する官庁ですが、国内では都道府県の知事がこれを発給する、このうらうらうになつております。給する場合には外務大臣が渡してやる。そうしますと、戦争前の外務省の官制によると、外務大臣はあつた事項については府県知事を指揮監督する、こういううらうらうな規定があつたのであります。現在の地方自治法によりまして、都道府県知事は中央官庁のようなかつこうをして、中央政府とは独立した立場を持つておる。そういうふうな今日におきましては、都道府県知事と中央政府、特に外務大臣との關係は全然なくなつたのであります。こういううらうらうに旅券について都道府県知事が出すとなつて、その範圍内では、外務大臣は必要ある場合にはある程度都道府県知事を監督と申しますか、そういううらうらうなことができるかどうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○星説明員 今都道府県知事が旅券の発給ができるというふうにおつしやいましたけれども、これはそういうふうな規定しております。旅券の発行は国内においては外務大臣、国外においては領事官、ただ旅券の発給の申請をいたしますものが都道府県知事を通じて外務大臣に行つておる。また旅券が一旦発行された場合に、これを外務大臣が直接渡すかわりに都道府県知事を通じて交付できるということだけを規定しております。その間に監督といつたような問題は生ずる余地

がないと考えます。

○北澤委員 ただいまの点はわかりました。

それから次に伺ひたいのは、アメリカでは旅券を発行する場合におきまして、例の反共法案ですが、ああいうものによりまして、共産黨員が外国へ出る場合には旅券を発行してはいかぬ、こういううらうらうな規定ができたおるのではないかと私は思ふのであります。日本の場合におきましては、日本人が外国に出る場合には、もちろん今のところはなかりませんが、将来——これは機微な問題であります。が、ただ一つ参考のために、アメリカにおきましては、外国に出る場合に共産黨員に対しては旅券を発行しない、こういううらうらうな制度が現在できておるのかどうか伺ひたい。

○星説明員 アメリカで今反共法というものが旅券とどういふ關係を持つてゐるか、私よく承知してゐないわけでございますが、實際アメリカで旅券の発行権を持つておるの、日本の外務大臣に相当する國務長官であります。この國務長官が旅券を発行する上についての特権を申しますか、そういうものを持つてゐるわけでありまして、實際共産黨員の国外渡航に対しては、旅券の発給を拒否してゐるというものが實際でございまして。

○北澤委員 次に伺ひたいのは、この旅券法案によると、「北緯三十度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域に渡航する者に対しては、当分の間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。」とあります。そうすると、これは今の占領行政が続いてゐる間のことでありま

して、占領行政がなくなりなると、北緯三十度というものはどうなりなるとか、北緯二十九度になりなるとか、その点をひとつはつきりしていただきたい。

○星説明員 これは講和條約が発効すれば当然北緯二十九度というふうになると思います。その場合には法律を改正しなければいけぬというふうに思います。

○北澤委員 もう一つ伺います。今度の講和條約によりなると、日本は南西諸島、南方諸島は領土権を放棄しないという事になっております。従つて南西諸島、南方諸島におる日本人は、依然として日本の国籍を維持するといふふうにおられ、は了解するのであります。が、そうしますと、南西諸島、南方諸島におる日本人、こういう者に対する旅券はどうなりますか。こういう者は、これはアメリカの政府が旅券を出すのであらうと思いますが、国籍は日本人である、しかし旅券はアメリカが出すというものは、ちよつと問題があるものであります。私の想像では、国籍は日本人であるけれども、南方諸島、南西諸島におる住民が外国へ旅行する場合には、あそこを統治するアメリカ政府が旅券または旅券に類似する文書を発行して、それによつて海外に旅行する、こういうふうには想像するものであります。この点お伺いいたします。

と判明いたしております。

○北澤委員 こういう問題は非常に微細な問題でありまして、日本側とアメリカ側との交渉によつてきまるものと思ふのであります。しかし国籍が依然として日本の国籍を持つておるといふことになりなると、そこに非常に大きな問題が起ると思ふ。これに關連して伺いたいのは、例の關東州の旅券旅順、大連など關東州、これは日本が中国から租借した。従つてあそこにおつた中国人は、国籍は中国人である。そうすると關東州におつた中国人が外国へ旅行する場合に、旅券を一体中国から出したのか、あるいは日本政府が出したのか。そういう事例は一体どうなつておつたか、もし外務省で研究したものがあつたら、お伺いしたいと思ひます。

○星説明員 今その点について資料を持つておりません。後刻調べました上で御返答申し上げたいと思ひます。

○守島委員長 林君。

○林(百)委員 同僚委員からいろいろ質問があつたのですが、日本人が外国への旅券を発行してもらふ場合の資格について、どういふものについて許可しない、どういふものについて許可するとか、その資格、條件をちよつと示してもらいたいと思ひます。これはちよつと條文にもあるようですが、大體の基準を示してみてください。

○島津政府委員 ただいま御質問の点は、その他の問題とも関連いたしまして今後話し合ひをした上で決定さるべき事項であります。現在のところどういふふうになるかという事は、ちよつ

○島津政府委員 旅券の発給上の制限はどうなつておるかという御質問でございます。その点につきましてお答え申し上げます。

旅券は国内に発給いたします公文書とは性格が異なつておるのでございま

して、相手国がございます以上は、自國の国内法や国内事情だけからでなく、やはり渡航先の國內法あるいは國際事情、そういうものも考慮に入れて発給する必要があるわけでありませう。

例をあげますと、渡航先の國が、法令によりましてその入國を禁止しておるものに對してこちらで旅券を出しますと、渡航先の出先官憲は査証をいたさないといふことになりなます。これがために本人が手数料を払いまして、いろいろの手続に時間や費用を浪費するといふことになりなます。またもしこの事實を渡航先の國の出先の官憲が気づかないで査証を与えたといふしますと、本人は知らずに日本を出て行く、そして渡航先の國の上陸港に到着する、もとよりその國の法規によつて入國が禁止されておられますから、また引返して行かなければならぬ、そういうことにもなるわけでありなます。また死刑、無期または長期十年以上の刑に當る罪につきまして訴追を受けておられます者や、禁錮以上の刑に処せられまして、その執行を終るまで、または執行を受けることがなくなるまでの者に對しまして、無差別に國外渡航を許可するといふことは、司法權の發動を妨げることとなりましてよろしくないといふ事情がございます。また不正な行為によりまして、旅券法上の罰則に該當するような者に旅券を発行いたしますことは、これもまた制限すべきことは申すまでもないところでございます。またそのほか本人が國外に渡航することによりまして、日本國の利益や公安が害される行為を行うおそれがある、そういうような場合に旅券を発行しないことも、國の治安を保持する上からこ

れまたやむを得ないと思ひます。旅券發給に制限を加へる國は日本ばかりではございませぬ。ただいま關係課長から御説明申しましたように、米國におきまして、國に對して忠誠を欠く行為のあつた者、福祉や國の政策に反する行為をする者、または國際信用を落すような者、こういう者には旅券の發給を拒否することになつております。

○林(百)委員 第十三條の五号がやはり私は問題になると思ふのであります。といふのは「外務大臣において、著しく且つ直接に日本國の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めに足る相當の理由」とあります。が、そのときの外務大臣の屬する政權の性質によつて、自分の政權と相いれないような政策を持つてゐる人の、海外渡航を許さないといふような政治的な制限が出て来るのではないかと思ふのであります。たとえばパリに世界平和委員會の會合がある、こゝ日本の平和委員會を派遣して、今の吉田内閣の政策、そういうものを世界に訴へたいといふような場合には、吉田内閣の政權の性格からいつて、これでもつて旅券を發給しないといふようなことになる危険があると思ふのでございませう。この「著しく且つ直接に日本國の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足る相當の理由」といふのは一体どういふのですか。これで政治的に實際の旅券發給を制限することができると思ひますか、この点について、どう考へておられるか、政府の責任ある答弁を聞きたいと思ひます。

○島津政府委員 御質問の「著しく且つ直接に日本國の利益又は公安を害する行為」といふことがございませぬ。ただいま關係課長から御説明申しましたように、米國におきまして、國に對して忠誠を欠く行為のあつた者、福祉や國の政策に反する行為をする者、または國際信用を落すような者、こういう者には旅券の發給を拒否することになつております。

つ直接に日本國の利益又は公安を害する行為、これがいかなるものであるかといふことでございませぬ。具體的に一つ、例示することは簡単ではございませぬが、たとえば次のようなものが該當するかと考えます。多量の金塊、貨幣、そういうものを不法に國外に持ち出そうとする者、または麻薬を密輸入する目的をもつて海外渡航を計画する者、國內に暴動を起させる目的で、その連絡または準備のために海外渡航しようとする者、または國內の治安を害するような破壊的な文書、圖書を國內に持ち帰る企圖をもつて渡航しようとする者、拳銃その他銃砲、火薬類を不法に國內に持ち帰ることを渡航の目的とする者、そういうようなことが一例になりはしないかと思ひます。御懸念のように、そのときの政府の政治的な考へで左右されるということとは万々ないわけでありなます。その当人が特定の政黨員であるとかあるいは特定の主義を持つておるといふことだけでは、この制限の規定にはからないといふ解釈をとつております。

○林(百)委員 そうすると、たとえば共產黨員がアメリカへ行きたいといふことで、旅券の發給を申請いたしたとら……もしおるなら私は申請してみたいと思ひます。

○島津政府委員 ただいま申し上げますように、共產黨であられるといふだけで渡航ができないといふことにはならないのであります。ただ旅券發給に際しましてはこの法文にもございませぬように、法務府と十分連絡をとりまして、先ほど申し上げましたような事例をあげましたようなことがないかどうか、確かめました上で發給することに

ならうと思ひます。

○林(白)委員 法務府の人が見えておつたら答弁していただきたいのでありますが、旅券発給の申請をした者が今言つたように、国内に暴動を起そうとする意図を持つておるとか、暴動を起そうとするための文書を連絡するために行くに疑うに足る相当の理由というのは、具体的の場合はどういう場合が相当の理由になるのですか。

○西本説明員 その具体的の場合に諸般の事情を総合いたしましたして、さうな事実の行為を行つた危険があるかないかを認定するわけでありまして、結局相当の理由という点につきましては、通常人の合理的な判断によりまして、嫌疑を肯定することが出来る理由があるというふうな場合に、この第五号に該当するものと考えられるわけでありまして、従つて単なる風説、流言あるいは単なる情報一本というふうなものでは、絶対に発動しないということとはこれは申すまでもないのであります。いわゆる諸種の資料を総合して、何人が考えても、一応さうな認定をするに、合理的であるというふうな事情のある場合にのみ、この第五号に該当する、さうに考えております。

○並木委員 私はさつき政府委員の出で来るのを願ひしておきましたところ、経済調査庁査察部第三課長山口一夫さんが見えましたから、先ほどの私の質問に関連して、この際ぜひ伺ひしておきたいと思つたのです。それは海外渡航などに関連してどうしてもドル貨がほしい、こういう心理状態に乘じて起る犯罪でございませうけれども、私の方の地区は、特に立川とか横田とか、そういう基地を控えてそのケースも多

い。要するにドル貨の売買でございませう。軍票の売買と申しますか、そういうものについて、もうやがて日本は独立するのだから、ドルを持つていけば、今度はそのまゝ役に立つのだとかいふようなことによつて、取引も行われておるやに聞かれております。私自身はその軍票だかドルだか、そのほんとうのの自体を見たことはありませんから知らないのではありませんけれども、こういう点を総合してみますと、どうも嚴重な取締りの対象となつてゐるのだといふようなことが、一般大衆に徹底しておらないのじやないかと思つたので、それでぜひこの際軍票の取引、売買などというものは、いけないのだといふことをここで示していただいて、最近調査も行われておるさうであります、その調査の実態もここで詳しく明らかにしていただきたいと思つたのであります。また私はさういふものは、日本人ばかりの責任でもないと思つたのです。第三国人側においても、相当の責任があるのじやないかと思ひますが、そういう方面に対する取締りはどんなふうになつておるのかといふことも、あわせて伺ひしておきたいと思ひます。

○山口説明員 軍票の問題につきましては、経済調査庁におきまして過去約一年にわたりました、主として外国人用物資の横流しの媒介手段として、軍票が国内においてやみ取引されております実情から、取締りを継続して今日に至つております。すでに今日まで佐世保・呉・名古屋・静岡等の各地におきまして、相当大規模なブローカーを逮捕いたしましたし、また昨日東京におきまして、一部のブローカーを

逮捕いたしましたのであります。今後におきましては引き続き軍票の取締りを継続して参るつもりでおります。経済調査庁が軍票の取締りをいたしました動機は、主としてこれが先ほど申し上げましたように、外国人用物資の横流しの媒介になつておるといふことでございまして、さらに詳しく申し上げますれば、現在国内において外国人の日用品を販売することを許されておりますスベツシャル・ショップ、SPSと申しておりますが、SPSが物資を販売している場合に、軍票によつて販売ができる関係上、実際にSPSから買つた資格がない者が、軍票を手に入れてSPSから買つ、あるいは悪質なSPSにおきましては軍人、軍属に売つたやうに見せかけましたために、軍票を集めて、円を売つた跡始末をやみや買集めた軍票によつてするといふような状況がございまして、またさらにSPS自体が、国内でやみやけをいたした円を海外に送金いたしました場合に、それを軍票にかえまして海外に送金するといふような事例がきわめて顕著でありましたために、経済調査庁におきましては、このやみの媒介となつております軍票の取締りをいたしておるわけでありまして、経済調査庁にいたしましては、現在経済調査庁法によつて指定されております連合国占領軍財産等收受所持禁止令によりまして、この收受所持の段階において取締りをいたしますことによりまして、この悪質の媒介たる軍票の流通を遮断するといふ目的で、ただいま取締りをやつております。

○並木委員 その取締りの実況はどんなふうになつておりますか。

○山口説明員 ただいままでに軍票自体の取締りいたしましたのは、先ほど申しました佐世保その他各地におきまして、この夏以来相当のブローカーをあげております。ただいま詳しい資料を持ち合せませんが、昨日東京で実施いたしました取締りにおきましては、朝鮮人、ポルトガル人並びに日本人合せて男女十六人の者を逮捕いたしました。所持しておりました軍票千三百三十六ドル六十セントを押収いたしました。ただいま取調べ中でございます。

そのほか直接軍票の現物をこちらが取上げない場合におきましては、たとえばSPS等を調査いたしましたして、それによりましてSPSが過去において相当軍票の取引をしていたといふやうな実情が立証された場合には、通商産業省の方に連絡いたしましたして、SPSの営業を取消すといふやうな手段によりまして、昨年来相当不良SPSの一掃をはかつて参つて現在に至つております。数字的にはどのくらいかといふことは、全部ははつきり申し上げかねますが、ただいまわかつておる範囲におきましては、ただいま申し上げました東京の分を除きまして、今日まで佐世保、呉、鳥取、名古屋、静岡等の各地におきまして、告発をいたしました者の総数が六十五人、逮捕いたしました者が七十六人、違反金額が三十六万六千六百二十二ドルということになつておりますが、むしろこれは強制調査によつて上つて参りました数字でございますので、このほかにもただいま申し上げましたやうなSPSの店舗の閉鎖その他によりまして、実際の軍票の流通が遮断されました数量は、相当の数量に上つてゐるというふうな考

ております。

○並木委員 状況はわかりましたが、悪質なものとは別でございませうけれども、中には全然事情がわからないでひつかかる人もゐるわけですか。政府はこの取締り、あるいは違反行為であるといふことに對して、どういふふうな今まで周知徹底せしめて来たか。私はさういふ方面の予防方面の努力において欠けるところがなかつたかと思つたのです。あるいはこれは経済調査庁の直接の仕事ではないかと思つたのですけれども、どんなふうな周知徹底をして来たか、取締りにあたつて十分民権を尊重しつつやつておるかどうか、取締りの場合の実際の方法について最後に尋ねておきたい。

○山口説明員 経済調査庁の仕事は、本来違反事件を検査するといふのが目的でございます。違反事件が起らないやうに予防的な措置を講じて、国内の経済活動の混乱に對して防遏の措置を講ずるのが本来の趣旨でございますので、従つて軍票の問題につきましても、特に軍票の集積に集まつて参りますSPS等に対しましては、十分その趣旨を徹底いたし、告発に至りますまでに戒告、警告そのほかの手段によりまして、十分に注意を喚起いたしております。

それから取締りの方針といたしましては、末端におきまして、たとえばいわゆるパンパンが向うの軍人から軍票をもらつ、またみやげ物販売店が軍人から押しつけられて軍票をもらつといふやうな、末端における個々の事件につきましては、一々それを取上げまして調べるといふやうなことはいたしませんで、それらが集まりまして、小ブ

ローカー、中ブローカー、あるいは大ブローカーの段階に至りました場合に押えるという方針で、やみ軍票の最も多く集まつて参ります段階で集中的に取締りをいたしております。昨日の東京の取締りにおきまして、過去約四箇月間の調査によりまして、最も集中的に軍票が集まつておると考えられます数寄屋橋から銀座一帯にかけての軍票のブローカーの中心地をねらつたわけでありまして、末端の個々の収受につきましては、これを取締るといふような方法はとっておりません。

○黒田委員 林君が先ほど質問された問題に関連して少しお尋ねしておきたいと思ひます。

第十三條の問題であります。第一の「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」こういう事態がありますときには、外務大臣は一般旅券の発給はしない、こういうことになつておるのでありますから、もとより日本の政府で「その国に入ることを認められない者」といふのはどういふ者であるかという外国法規、具体的にどの国にどういふ法規があるか、ということがおわかりになつておきます。私もそれを知らずして、今後ともよろしいから、できるだけ早く、たとえばアメリカには、イギリスには、またフランスには外国人が入国することを拒むことについてどういふ法律があるか、これに関する資料を至急御提出願ひたいと思ひます。これは外務省にはおわかりになつてゐるはずであります。外務省はそれに照して許可するかしないかを決定するの

でありまして、わかつてゐると思ひますので、至急にお示し願ひたいと思ひます。

○守島委員長 至急出させます。

○黒田委員 その次は第五号ですが、先ほど林委員の質問に對しまして、法務庁の説明員の方からお答えがありましたけれども、非常に抽象的でありまして「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」と通常の判断で認定することが妥当と考えられるような場合と、これでは答えにならぬと思ひます。こういう抽象的な考え方ではないか。認定をされる問題が起る。そこで私は具体的にどういふ罪に當る場合かということをお示しにならなければならぬと思ひます。

特定思想を持つてゐるというだけでは、これは島津局長も申されませんでした。それが発給を拒む理由にはならない、どういふ思想かということは何に日本国の利益又は公安を害する行為」とは、具体的に日本の法律で申せば何であるか、これがわからなければ、私も国民として安心ができぬ、と申しますと、ちよつと言葉づかいが適當でないかもしれませんが、とにかくやみに第五号に該当するといつて渡航を禁止せられることになつては困る。ですから具体的にどういふ犯罪に當るような場合に「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する」と認められるか。この犯罪が示されて、そしてこの犯罪に該当するような場合と、この犯罪に該当するような別問題であります。この点法務庁関係の方から具体的に犯罪名をお示し願ひ

たい。こういう犯罪に當る場合に「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為」となるのだ。島津局長からは多少具体的にお話がありましたけれども、もう少し法律的にはつきりと御説明願へば、その点明瞭になつておるのではありません。

○西本説明員 この問題につきましては、先ほど局長より御説明がありました通りであります。第一に申し上げておきたいのは、思想だけでは絶対に制限しない、事実がなければならぬという点は、これははつきり申し上げておるのであります。

次に具体的に犯罪を明示せよという御質問であります。さういふ場合が想像されますから、これを一々申し上げるということとはむづかしいと思ひます。そこで先ほど予想される犯罪あるいは不法行為の形態を二、三御説明申し上げましたが、あのような場合には一応犯罪の類型に當るようになつてゐる、また犯罪の構成要件を充足する。われわれといひましては、第五号に該当する犯罪の型なりあるいは不法行為を全部明示して申し上げるといふことは至難と考へますが、さき申し上げました事例に類するような場合で御了解を願ひたいと考へるわけでありまして。

○黒田委員 これは法務總裁に質問した方がよいかわかりません。日本人が罰せられるような場合は罪刑法定主義という大原則がある。われわれが何らかの国民として一人前の取扱ひを受けたい、普通の日本人なら外国に行けるのに、お前は行けない、こゝ言われるような場合には、何かそこにはつきりと

した理由がなければならぬ。はつきりした理由を示されないのでそのような処置がとられれば、そこに政治的専制といふものが起る。国民の民主主義的權利を守ることができない。基本的人權を守ることができない。そこで犯罪を具体的に示して、これに當る場合、これに當る危険がある場合に初めてそういう犯罪として刑にも処せられる、また第十三條のような場合も起り得ることになるのではありませんか。

普通人より区別した取扱ひを第十三條第五号で行おうといふのであるならば、それがいかなる犯罪に當る場合かといふことを具体的に明らかにしなければ、民主主義の旅券法であるといふことはできないと思ひます。何も日本にこの場合に該当するやうな法律が何千何万とあるわけではありません。しかも「著しく且つ直接に」といふ形容詞がついておる。こういう限定がついておるのでありますから、こういう場合に當る犯罪は何であるかといふことを、二、三の例示といふやうなことでなくて、もつとはつきりとお示しにならなければなりません。少しも困難な問題ではない。世界中の法律の中から探せばいいのはありません。日本の法律の中から例示せよといふのであります。限定された條件のもとで数え上げられる法律名にすぎないのであります。それをはつきりさせないでおくと、国民に對する基本的人權の蹂躪といふ事態が起り得る。私は、この問題には、はつきりしておかないと、將來に問題が起ると思ひますので、お尋ねしていただくのであります。しかしこれは事務官では無理だと思ひますので、私

はきようはこの点の質問は打切ります。あらためて法務總裁にでも御質問いたしたいと思ひます。

○守島委員長 本日の質疑はこの程度で打ち切ります。

○守島委員長 お諮りいたします。國際連合食糧農業機關憲章を受諾することについて承認を求めの件につきまして、農林委員長より連合審査會開会の申出がございましたので、この際本件につきまして、農林委員會と連合審査會を開会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○守島委員長 御異議なければさうとりはからいます。

本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時から外務農林連合審査會を開きます。

午後零時二十一分散會

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所